The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	軍事専門職の高等教育をめぐる政策過程 : スウェーデン、カナダ、オーストラリアを事例として
Author(s)	川口, 智恵
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/56008
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（川口　智恵）	
論文題名	軍事専門職の高等教育をめぐる政策過程 ースウェーデン、カナダ、オーストラリアを事例として―

論文内容の要旨

本論文は、冷戦終結後に生じた将校の専門的職業としての要件―軍事専門職主義（military professionalism）の変容を、将校養成に対する高等教育の導入をめぐる政策過程の比較分析を通じて明らかにすることを目的としている。

本論文の背景には、冷戦の終結によって国家が軍隊に与える任務が多様化したことがある。冷戦終焉後の安全保障を模索する過程において、先進諸国は自国の軍隊を伝統的な国土防衛よりも、自然災害、紛争、感染症拡大に対する人道救援、復旧・復興支援といった非伝統的任務に従事させるようになった。このことは、ハンチントンが『軍人と国家』において示した近代的軍隊の将校の要件、すなわち長期にわたる教育訓練により獲得される「暴力の管理」の専門技能、国家の軍事的安全保障に対する社会的責任、そして特殊な団体性に基づく高い自律性の３つに留めておくことに疑問を投げかけるようになった。なぜならば非伝統的任務を指揮する将校には、停戦や秩序の維持、国家の再建を支援する「平和の管理」の専門技能、他国の社会や人々の安全保障に対する責任感、支援活動をする文民と協働する能力などを備えておく必要性が強く認識されるようになったからである。つまり、国家が軍隊に与える任務が多様化したことに応じて、「将校が備えておくべき軍事専門職主義とは何か」を議論する必要性が生じてきたのである。その結果各国では、この課題を政策的に解決する方策の１つとして軍事専門職教育に学士以上の高等教育の導入を検討するようになった。したがって本論文では、先進諸国の中でも特に非伝統的任務に積極的であったスウェーデン、カナダ、オーストラリアの３ヵ国における軍事専門職教育への高等教育の導入をめぐる政策過程の分析を行った。

本論文の構成は、序論、理論的考察を行う３章、事例分析を行う３章、結論から成る。まず、第１章では、医師や法曹など一般的な専門職に関する研究を踏まえた上で、軍事専門職に関する先行研究を整理し、軍事専門職化の分析モデルを導出した。次に第２章では、非伝統的任務とは何か、非伝統的任務の増加によって求められるようになった新しい軍事専門職主義とは何か、そこで生じている課題とは何かについて先行研究の整理を行った。その上で第３章では、第１章で構築した分析モデルと第２章で提示された課題を踏まえ、事例研究のための３つの政策の類型と分析指標を示した。政策類型の１つ目は高等教育の導入と文民組織との統合を受け入れる「適応型」、２つ目は「適応型」の対極にあって高等教育を否定し文民組織とは統合しない「不変型」、３つ目は「適応型」と「不変型」の中間にあって高等教育は導入するが文民組織による教育は受け入れない「技能拡大型」である。また、政治家、文民官僚、軍人官僚、民間の専門家に政策アクターを限定し、アクターの選好、相互作用、そして相互作用を制約するアクターの制度的配置があることを整理して、事例分析の指標とした。

第４章のスウェーデンでは、ボスニア・ヘルツェゴビナへの国防軍の派遣を契機として生じた将校に対する高等教育の導入および国防大学の創設をめぐる議論に着目し、軍人官僚と文民官僚による政策案を立法府で決定する政策過程を通じて「適応型」の政策選択が行われたことを考察した。第５章のカナダでは、１９９３年のソマリア事件を契機として始まった軍事専門職教育の議論に着目し、事件の独立調査委員会と国防大臣が政策過程の中心にある一方で、政治家が積極的関与を避け、軍人官僚が政策過程から排除された結果「不変型」の政策が選択される過程を考察した。第６章のオーストラリアでは、国連ナミビア独立支援グループ派遣を契機として「適応型」を目指す政治家が主導した政策案が、防衛省の文民官僚と軍人官僚による政府回答により部分的に却下され「技能拡大型」の政策が選択される過程を考察した。

本論文の結論では、３ヵ国の比較分析を行った。その結果、適応範囲は限定されるものの、「政策過程を通じた軍事専門職化」には次のような共通項があることが明らかになった。まず、政治家が軍事専門職主義に最も高い関心を持つ政策アクターであり、その変更を主導することである。一方、軍人官僚は、当事者として重要なアクターであるが政策変更を主導はせず、政策過程に彼らの意見を反映する制度的配置が設定される場合にのみ、その過程に政策アクターとして参加できる。政治家は軍人官僚の制度的配置を決定する権限を持つが、軍人官僚の協力なしには軍事専門職主義の変更は難しく、政治家による主導と軍人官僚の意見を取り入れる制度的配置の双方が政策過程に存在する場合に、将校の職業的要件として高等教育を導入する政策が成立する。つまり、伝統的軍事専門職主義からの変更が生じることが明らかになった。また、スウェーデンとオーストラリアの比較からは、適応型と技能拡大型という２つの政策の差異は、政策過程における軍人官僚の配置の違いによって決定されることも示唆された。

本論文の意義は、第１に社会学を中心として発展してきた周辺環境の変化に対する受動的な変化を軍事専門職化とみなす先行研究に対して、政策過程の分析価値を主張し、政策アクターが主体的に軍事専門職主義を変更する政策過程の存在を明らかにした点にある。第２の意義は、この「政策過程を通じた軍事専門職化」とはいかなるメカニズムを持つのかを、政策の類型化、政策アクターとその選好、アクターの制度的配置といった分析指標を設定した上で、各国の事例を比較分析する実証的研究を行った点にある。その結果本論文は、冷戦終結後の任務の多様化に適応するために軍事専門職主義の変更が生じるのは、政策過程における政治家の主導と軍人官僚の意見を取り入れる制度的配置が存在する場合であるとの理論的仮説を導くことができたのである。すなわち、軍事専門職化の一般的理論の導出に必要な国家間比較の分析枠組みを提供し、中範囲の理論的仮説を導き出したことが本論文の最も大きな貢献である。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　川口　智恵　）			
論文審査担当者		（職）	氏　名
	主 査	教授	松野　明久
	副 査	教授	真山　全
	副 査	教授	山田　康博
	副 査	教授	星野　俊也

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、冷戦終結後に拡大した非伝統的安全保障分野における任務、例えば民族紛争における平和維持・平和強制、人道支援、災害救援、復興支援等の遂行において、軍事専門主義（military professionalism）の再定義とそれに基づく軍事専門職の養成のあり方をめぐって各国で模索が行われた跡をたどり、軍事専門職教育の今日的方向性を明らかにしたものである。

本論文は序章・結論と本論６章より構成される。本論は第１部（理論的分析）と第２部（事例分析）に分けられる。

第１章では、医師や法曹等一般的な専門職に関する研究を踏まえ、軍事専門職に関する先行研究を整理し、軍事専門職化の分析モデルを導出している。特定任務をもった指導者集団としての将校団の専門職化を描いた部分は軍教育史の観点から価値がある。社会的な変化が軍事専門職の変化を要請するとする従来の議論に対し、政策過程における具体的なアクター、とくに政治家と軍事専門職の相互作用を重視するモデルを提示している。

第２章では、非伝統的任務、非伝統的任務の増加によって求められるようになった新しい軍事専門主義、そこで生じている課題について、先行研究の整理を行っている。非伝統的任務の拡大は、警察機能、政治的交渉力・判断力、文民との協調能力等、軍事専門職にいわば行政官たる能力を要請している。そこに、かかる拡大を不可避として受け入れる方向とそれが軍事専門職主義の低下を招くとして拒否する方向が現れ、政策論議となって出現した。

第３章では、旧ユーゴスラビア、ルワンダ、ソマリア等における平和維持活動を通じて、軍事専門職に求められる技能が「暴力の管理」から「平和の管理」へと移行してきた過程をたどり、新たな課題に対して取られた政策モデルを、高等教育の導入と文民組織との統合を受け入れる「適応型」、高等教育を導入せず文民組織との統合も受け入れない「不変型」、高等教育は導入するが文民との統合は受け入れない「技能拡大型」の３つに分類している。

第４章では、「適応型」の例としてスウェーデンの政策過程を分析している。スウェーデンではボスニア・ヘルツェゴビナの紛争への関与を契機とした従来の中立政策からの転換を背景として議論が始まり、伝統的なコンセンサス・ポリティクスの特徴が発揮されて政策が決定された。軍人、官僚、専門家が意見を述べる場が設定され、最後は政党が主導するかたちで政策が決定された。

第５章では、「不変型」の事例としてカナダの政策過程を分析している。カナダではソマリア、ボスニア・ヘルツェゴビナでの経験をもとに議論が行われたが、軍事専門職の変化を強く拒む雰囲気が軍部にあった。政策過程から軍人は排除され、それゆえ軍内部のコンセンサスが醸成されず、かといって政府は一方的に決めることもできず、政策変化の実現には至らなかった。

第６章は、「技能拡大型」の事例としてオーストラリアを分析している。オーストラリア軍は平和維持活動に積極的に参加し、政府もこうした活動を自国の国際的地位向上に資するとみなしていた。かかる状況を背景に職業軍人養成策の改革論議が議会主導で行われたが、そこにはコスト削減という政治的要請が強く入り込んだ。その結果、高等教育導入ではコンセンサスが得られたが、士官学校の学士課程廃止を含む軍人教育のコスト削減にまで踏み込んだ改革案は軍・国防省のはげしい拒否にあい、実現しなかった。

以上、本論文は、事例研究に国際的な平和維持活動に積極的な国のみが選ばれているため議論の有効性の射程が限定されるという問題点はあるものの、政治家と軍人官僚を中心とした政策過程におけるダイナミックスが政策選択を左右しているという本論文の仮説は十分に立証されたと言える。したがって、審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。